

平成22年度 第3回

行政監査結果報告書

「収入未済対策について」

板橋区監査委員

目 次

| | | |
|-------|---------------------|----|
| 第 1 | 監査実施概要 | 1 |
| I | 監査テーマ | 1 |
| II | 監査テーマ選定の趣旨 | 1 |
| III | 監査の着眼点 | 1 |
| IV | 監査対象 | 1 |
| V | 監査実施期間 | 2 |
| VI | 監査委員による聞き取り調査 | 2 |
| 第 2 | 監査結果 | 3 |
| I | 収入未済に関する現況と問題点 | 3 |
| 1 | 一般会計 | 6 |
| (1) | 特別区税 | 6 |
| (2) | 分担金及び負担金 | 13 |
| (3) | 使用料及び手数料、財産収入 | 18 |
| (4) | 諸収入 | 21 |
| 2 | 国民健康保険事業特別会計 | 32 |
| 3 | 老人保健医療特別会計 | 36 |
| 4 | 介護保険事業特別会計 | 37 |
| 5 | 後期高齢者医療事業特別会計 | 39 |
| 6 | 中小企業振興公社代位弁済金 | 41 |
| II | 検討・改善を求める事項 | 43 |
| 着眼点 1 | 収入未済対策は効果的に行われているか。 | 43 |
| 着眼点 2 | 滞納整理事務は適正に行われているか。 | 44 |
| 着眼点 3 | 滞納を防ぐ方策は有効に機能しているか。 | 44 |
| III | 総括意見 | 46 |

注) 文中に用いる収入未済額等は、千円単位で表示し、単位未満は四捨五入してある。

第 1 監査実施概要

I 監査テーマ

「収入未済対策について」

II 監査テーマ選定の趣旨

区は、深刻な景気後退に伴う特別区財政調整交付金等の大幅な減収が、区民サービスに及ぼす影響を最小限にとどめるため、緊急財政対策に取り組んでいる。今後も厳しい財政状況が見込まれる中、区は、住民税等の収入を確実に確保する必要がある。

そこで、平成 22 年度第 3 回行政監査では、収入未済対策は効果的に行われているか、滞納整理事務は適正に行われているか、滞納を防ぐ方策は有効に機能しているか等の観点から検証を行った。

III 監査の着眼点

- 1 収入未済対策は効果的に行われているか。
- 2 滞納整理事務は適正に行われているか。
- 3 滞納を防ぐ方策は有効に機能しているか。

IV 監査対象

平成 21 年度決算において収入未済等が生じている事項
なお、この内、件数の多いものを所管する課について、監査委員による聞き取り調査を行った。

(聞き取り調査対象課)

| | |
|---------|-----------------------|
| 総務部 | 納税課 |
| 産業経済部 | 産業振興課 |
| 健康生きがい部 | 介護保険課、国保年金課、後期高齢医療制度課 |
| 福祉部 | 管理課、障がい者福祉課、福祉事務所（3） |
| 子ども家庭部 | 子ども政策課、保育サービス課 |

V 監査実施期間

平成 22 年 8 月 30 日（月）～ 平成 23 年 1 月 31 日（月）

VI 監査委員による聞き取り調査

監査委員による対象部課からの聞き取り調査は、平成22年9月17日（金）、24日（金）及び27日（月）に行った。

第2 監査結果

I 収入未済に関する現況と問題点

監査対象となった収入未済について、平成17～21年度の決算における会計別の収入未済額の推移は、表1のとおりである。

表1 収入未済額の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一 般 会 計 | 3,631 | 3,542 | 4,099 | 4,720 | 5,259 |
| 対前年度増(▲)減額 | 377 | ▲89 | 557 | 621 | 539 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 4,228 | 4,236 | 4,325 | 4,333 | 4,390 |
| 対前年度増(▲)減額 | 259 | 8 | 89 | 8 | 57 |
| 老人保健医療特別会計 | 0 | 0 | 17 | 17 | 17 |
| 対前年度増(▲)減額 | 0 | 0 | 17 | 0 | 0 |
| 介護保険事業特別会計 | 199 | 270 | 375 | 412 | 420 |
| 対前年度増(▲)減額 | 9 | 71 | 105 | 37 | 8 |
| 後期高齢者医療事業特別会計 | | | | 123 | 119 |
| 対前年度増(▲)減額 | | | | 123 | ▲4 |
| 合 計 | 8,058 | 8,048 | 8,816 | 9,605 | 10,205 |
| 対前年度増(▲)減額 | 645 | ▲10 | 768 | 789 | 600 |

なお、一般会計においては、国庫支出金及び都支出金にかかる収入未済があるが、歳出予算の繰越明許にかかる未収入特定財源であり、翌年度の歳出予算の執行に合わせて確実に収入されること、また、収入未済額の年度間の推移を見る上で影響が大きいことから、その額を差し引いた額を収入未済額とした。

平成21年度の一般会計における収入未済額は、平成19年度以降増加し

約 53 億円、国民健康保険事業特別会計においても毎年度増加し約 44 億円、老人保健医療特別会計においては 1,700 万円、介護保険事業特別会計においても毎年度増加し平成 17 年度の 2 倍を超える約 4 億円、後期高齢者医療事業特別会計においては、平成 20 年度と比較して減少したものの約 1 億円となっている。これらの各会計を合わせた区全体の平成 21 年度の収入未済額は約 102 億円と多額になっており、財政運営の安定化を図る上で大きな障壁となり、区民負担の公平性の観点からも看過できない状況となっている。

このような中、区は、収入確保のため、区長を本部長とする板橋区経営革新本部の下部組織である収入確保対策検討会（以下「検討会」という。）において、特別区民税外 15 項目について、収入未済対策の進行管理を行っている。検討会の進行管理対象項目を所管する課は、項目毎に収入率目標値を設定し、督促、催告等の収入確保対策の計画及び実績について、四半期毎に検討会に報告している。その他の収入未済が生じている項目については、各所管課において収入確保に努めている。

平成 21 年度における検討会進行管理対象項目の収入率目標値等は、表 2 のとおりである。

表2 収入確保対策検討会進行管理対象項目の収入率目標値等

| 対象項目 | 平成21年度の収入率 | | 所管課 |
|-----------------|------------|--------|---------------|
| | 目標値 | 実績(決算) | |
| 特別区民税 | 91.41% | 90.43% | 納税課 |
| 軽自動車税 | 83.19% | 84.15% | 納税課 |
| 養護老人ホーム入所者自己負担金 | 98.08% | 97.57% | おとしより保健福祉センター |
| 保育料 | 95.14% | 95.36% | 保育サービス課 |
| 学童クラブ利用料 | 96.95% | 96.72% | 子ども政策課 |
| 住宅使用料 | 98.50% | 91.13% | 住宅政策課 |
| 生業資金貸付金 | 3.05% | 2.09% | 福祉部管理課 |
| 応急福祉資金貸付金 | 11.89% | 11.84% | 福祉部管理課 |
| 女性福祉資金貸付金 | 28.89% | 25.73% | 福祉部管理課 |
| 福祉修学資金貸付金 | 78.95% | 73.13% | 福祉部管理課 |
| 住替え資金貸付償還金 | 17.71% | 9.80% | 住宅政策課 |
| 国民健康保険料 | 79.24% | 70.73% | 国保年金課 |
| 介護保険料 | 93.04% | 91.76% | 介護保険課 |
| 後期高齢者医療保険料 | 98.00% | 96.98% | 後期高齢医療制度課 |
| 中小企業振興公社代位弁済金 | 4.37% | 3.81% | 産業振興課 |
| 奨学資金貸付金 | 38.01% | 36.40% | 福祉部管理課 |

※収入率は、調定額に対する収入率である。

※応急福祉資金貸付金については、国保年金課が所管する高額療養費及び出産育児一時金を除外している。

平成21年度は、区民の税等の納付における利便性向上を図るため、軽自動車税は5月、特別区民税及び国民健康保険料は6月、介護保険料及び後期高齢者医療保険料は7月から、コンビニエンスストアでの納付を順次開始した。第4四半期については、緊急財政対策の一環として収入未済対

策を強化し、一層の収入確保を図ったが、収入率が目標値を上回ったのは軽自動車税と保育料であった。

平成 21 年度決算において収入未済等が生じている事項に関する現況と問題点は、以下のとおりである。

1 一般会計

(1) 特別区税

特別区税は、地方税法（以下「法」という。）第 5 条第 2 項（第 736 条「特別区における特例」）に規定される普通税である「特別区民税」「軽自動車税」「特別区たばこ税」「鉱産税」及び第 5 条第 4 項に規定される目的税である「入湯税」である。

区は、これらの税について、法及び板橋区特別区税条例に基づき、賦課・徴収を行っている。

平成 21 年度決算において収入未済が生じているのは、特別区民税と軽自動車税である。

① 特別区民税

ア 徴収方法等

特別区民税は、課税する年度の初日が属する年の 1 月 1 日現在、区内に居住し、前年中に一定以上の所得があった個人に課税される。法第 319 条第 2 項では、「個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の道府県民税をあわせて賦課し、及び徴収するものとする。」とされており、区は、特別区民税と都民税を合わせて賦課・徴収し、都民税は、東京都へ納付している。

合わせて賦課・徴収した場合の年税額は、所得割額（税率 10%）と均等割額（4,000 円）からなる。所得割額は、所得に応じて課税され、税率の内訳は、特別区民税が 6%、都民税が 4% である。均等割額は、一定以上の所得のある人に定額が課税され、税額の内訳は、特別区民税が 3,000 円、都民税が 1,000 円である。

なお、区内に居住していない場合でも、区内に事務所・事業所・家屋敷を持つ個人には、均等割額のみ課税される。

徴収方法は、給与や年金から差し引かれる特別徴収と、納付書や口座振替により支払う普通徴収がある。

普通徴収の納期は4期に分かれており、納入期限は期毎に、6月、8月、10月、翌年1月の末日となっている。

イ 収入未済額の状況

平成17～21年度の特別区民税における収入未済額及び収入率の推移は、表3のとおりである。

表3 特別区民税における収入未済額及び収入率の推移 (単位：千円)

| 区 分 | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入未済額 | | 2,563,775 | 2,457,861 | 2,983,937 | 3,537,900 | 3,998,687 | |
| 収入率 | | 91.6% | 92.6% | 92.5% | 91.6% | 90.4% | |
| 現 年 課 税 分 | 収入未済額 | 843,438 | 867,279 | 1,393,675 | 1,490,149 | 1,484,550 | |
| | 収入率 | 97.4% | 97.5% | 96.5% | 96.4% | 96.3% | |
| 現 年 課 税 分 の 内 訳 | 特別 徴 収 分 | 収入未済額 | 81,516 | 83,043 | 80,395 | 80,879 | 85,592 |
| | | 収入率 | 99.6% | 99.6% | 99.7% | 99.7% | 99.7% |
| | 普通 徴 収 分 | 収入未済額 | 761,922 | 784,236 | 1,313,280 | 1,409,270 | 1,398,957 |
| | | 収入率 | 93.7% | 94.2% | 91.3% | 90.8% | 90.3% |
| 滞 納 繰 越 分 | 収入未済額 | 1,720,337 | 1,590,582 | 1,590,262 | 2,047,752 | 2,514,138 | |
| | 収入率 | 24.6% | 25.1% | 25.2% | 24.8% | 21.5% | |

※金額は、百円単位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

平成21年度の特別区民税における収入未済額は39億9,868万7千円となっており、前述の繰越明許にかかる国庫・都支出金を除い

た一般会計の収入未済合計額の 76%を占めている。収入率は 90.4%で、内訳は、現年課税分 96.3%、過年度からの滞納繰越分 21.5%である。平成 20 年度と比較すると、収入未済額は 4 億 6,078 万 7 千円の増、収入率は 1.2 ポイント低下している。

また、現年課税分の収入未済額の内、特に普通徴収分については、表 3 のとおり現年課税分の大半（平成 21 年度 94.2%）を占めており、収入率を見ると、現年課税分全体は 96.3%、普通徴収分は 90.3%となっている。

納税課は、収入未済額増加の原因について、平成 19 年度に行われた所得税から住民税（都民税・特別区民税）への税源移譲¹に伴い、所得割税率のフラット化（一律 10%）が実施され、課税所得 200 万円以下の納税者の税額がほぼ 2 倍となったことによる影響が大きいとしている。また、翌年度課税という住民税の仕組みが原因して、景気の後退により担税力が弱まり、納税できないケースが増加していることを挙げている。これらのことから、同課は、今後も収入未済額は約 5 億円ずつ増加する可能性があるとしている。

ウ 徴収体制の現状

納税課は、このような状況に対応するため、平成 20 年度に滞納整理システムを本格的に稼働させ、平成 21 年度には、6 月からコンビニエンスストアでの納付を開始し、10 月からは、早期に収入未済の縮減を図るため、電話による納付勧奨を行う「納税推進センター」を開設し、民間委託により運営している。同センターは、平日午前 9 時から午後 5 時までと毎週火曜日の夜間（午後 8 時まで）及び毎月第 3 日曜日に業務を行っている。同センターの設置により、

¹ 税源移譲とは、地方自治体の自主的な財源を確保するため、所得税（国税）の割合を減らし、住民税（地方税）の割合を増やすことで、国から地方へ 3 兆円規模の税源を移すものである。

督促状等の発送時期に合わせた電話催告が可能となったほか、納付書の再発行等にも対応できる体制が整備された。

特別区税（特別区民税・軽自動車税等）は、強制徴収が可能な公法上の債権である。法第 329 条第 1 項、第 457 条第 1 項により、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに完納しない場合には、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならないとされている。滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促にかかる税を完納しない場合には、法第 331 条、第 459 条により滞納者の財産を差し押える滞納処分を行うこととされている。

同課は、督促・催告を行っても反応がなく、滞納額が高額となった場合には、滞納者の財産状況（預貯金・給与等債権・生命保険・不動産等）の調査を行い、担税力がありながら納税しない悪質な滞納者に対し、財産の差押えを実施している。徴収困難案件については、東京都主税局や徴税指導員と相談・協議し、滞納整理の様々な手法によって解決を図っており、また、同時に職員は手法の習得に心がけている。

徴税指導員は、納税交渉を円滑に進めるため、板橋区徴税指導員設置要綱に基づき任用される非常勤職員であり、任用条件は、東京都又は国における租税滞納整理事務の経験等が概ね 10 年以上ある 69 歳以下の者である。

平成 21 年度における預貯金・動産・不動産等の差押えによる滞納処分の実績は、前年度より 185 件増の 523 件、滞納税充当額は、前年度より 6,337 千円増の 25,116 千円であった。動産のインターネット公売は 2 回実施され、広報いたばし・区ホームページ等で周知の上、本庁舎内で下見会が行われた。税収の確保はもとより、滞納解消に取り組む区の姿勢を区民に示す機会ともなっている。

一方で、同課は、生活状況が窮迫していて財産も無い者、所在不

明者については滞納処分の執行停止と時効の処理を行っており、その結果、平成 21 年度の不納欠損²額は 2 億 3,506 万 3 千円であった。平成 19 年度以降の現年度分収入未済額の増加に伴って、不納欠損額の増加が懸念されるが、不納欠損は、負担の公平を損なうものであり、適切な債権管理のもと、一層厳正に取り扱う必要がある。

エ 徴収の強化

納税課は、平成 22 年度において組織体制を見直し、現年・滞納繰越分を一元的に行う地区担当制とするとともに、滞納額が 10 万円未満の滞納者は、納税推進センターから納付勧奨を行い、区の職員は 10 万円以上の事案に対応することとした。その上で、従前から進行管理を行っていた高額滞納者（普通徴収 100 万円以上及び特別徴収義務者 50 万円以上）に加え、職員別に四半期毎に抽出した滞納額上位 20～30 人を対象に進行管理を行うとしている。また、職員のスキルアップと困難案件対応のため、徴税指導員を 2 人増員して 10 人とし、滞納者宅等の搜索を計画的に行い、より一層、動産の確保・換価を図るとしている。

納付相談については、滞納者の状況に応じて、分割納付の勧奨や区の法律相談の案内等を行っている。

収入未済を縮減するためには、税のほか国民健康保険料等複数の区の債務に滞納がある者に対して、総合的・一体的に対応できる横断組織等を整備することも一つの方策である。

また、一般的に口座振替加入率と収入率には相関関係があると言われており、口座振替加入率を高めることで確実な収入が見込めるものと考えられる。同課は、口座振替依頼書を住民税納税通知書に同封するほか、口座振替加入の勧奨文を印刷した封筒で督促状等を

² 不納欠損とは、債権の消滅、放棄、免除等の理由により、徴収事務を終わらせる会計処理である。

発送するなど、口座振替加入を勧奨しており、平成 21 年度の口座振替加入率は 33.6%であった。同課の平成 22 年度の目標加入率は 34.0%であり、目標達成に向けて一層努力されたい。

また、平成 21 年度の納税推進センターにおける電話勧奨実績は 11,909 件で、電話をかけた件数の 29.6%であった。今後は、委託内容を見直し、在宅率の高い夜間の時間帯や休日の業務を拡大し、一層効果的な電話による納付勧奨を行うよう努められたい。

更に、早期納付による滞納整理事務経費の縮減を図るため、前納による報奨金制度の復活、他区で導入しているクレジットカード決済等による納付等、利便性向上策の検討を進められたい。

これらのほか、徴収成果を高める手法を多方面から検討し、費用対効果に配慮しつつも、より積極的にその活用を図り、収入未済の縮減に努めるよう望むところである。

② 軽自動車税

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在、板橋区を定置場として、原動機付自転車、軽自動車等を所有している者に課税される。

軽自動車税の税率（年額）は、表 4 のとおりである。

表 4 軽自動車税の税率（年額）

| 種 別 | | | | 税率 | |
|----------|------|-----|---------------|--------------|--------|
| 原動機付自転車 | | | | 50cc以下 | 1,000円 |
| | | | | 50cc超90cc以下 | 1,200円 |
| | | | | 90cc超125cc以下 | 1,600円 |
| | | | | ミニカー | 2,500円 |
| 軽自動車 | 二輪 | | 125cc超250cc以下 | 2,400円 | |
| | 三輪 | | 660cc以下 | 3,100円 | |
| | 四輪以上 | 乗 用 | 自家用 | 660cc以下 | 7,200円 |
| | | | 営業用 | 660cc以下 | 5,500円 |
| | | 貨物用 | 自家用 | 660cc以下 | 4,000円 |
| | | | 営業用 | 660cc以下 | 3,000円 |
| 二輪の小型自動車 | | | 250cc超 | 4,000円 | |
| 雪上車 | | | | 2,400円 | |
| 小型特殊自動車 | | | 農耕作業用 | 1,600円 | |
| | | | その他 | 4,700円 | |

徴収方法は、納付書による普通徴収となっており、納入期限は5月末日である。

平成17～21年度の軽自動車税における収入未済額及び収入率の推移は、表5のとおりである。

表5 軽自動車税における収入未済額及び収入率の推移 (単位：千円)

| 区 分 | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入未済額 | | 31,897 | 31,167 | 31,331 | 31,471 | 29,924 |
| 収入率 | | 81.4% | 82.2% | 82.9% | 83.0% | 84.2% |
| 現 課 税 年 分 | 収入未済額 | 10,767 | 10,761 | 10,999 | 10,931 | 9,201 |
| | 収入率 | 93.7% | 93.8% | 93.8% | 94.0% | 95.0% |
| 滞 納 繰 越 分 | 収入未済額 | 21,131 | 20,407 | 20,332 | 20,540 | 20,723 |
| | 収入率 | 17.3% | 19.3% | 21.2% | 19.7% | 20.9% |

※金額は、百円単位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

平成21年度の軽自動車税における収入未済額は、29,924千円となっている。収入率は上昇傾向にあり、平成21年度は84.2%となっている。

平成21年度の不納欠損額は、滞納処分の執行停止及び消滅時効によるもので、4,053千円であった。

納税課は、収入未済が生じる主な原因について、一つは原動機付自転車等が納税証明書を必要とする自動車検査登録制度の対象外であること、併せて所有者の納税意識の低さを挙げている。

滞納者には、督促状、催告書の発送、納税推進センターからの電話催告が行われている。

平成21年5月からは、コンビニエンスストアでの納付が開始され、その利用件数は、収納件数全体の50%を占めており、区民の納付に

における利便性の向上が図られたと言える。

同課は、滞納が発生すると、7月に督促状、8月、11月、翌年2月に催告書を発送している。

しかし、原動機付自転車の税率（年額）が50cc以下の場合は1,000円であること等の費用対効果の観点から、区の職員による電話催告等の個別対応や種類別の収入率の調査は行われていなかった。

軽自動車税は、年1回の納付であり、収入未済を縮減するためには、早期に対応し効果的に解消を図る必要がある。同課は、滞納が多いとしている原動機付自転車の収入率を調査し、滞納の現状を把握した上で、催告の内容を工夫するなど、収入未済の効果的な解消方法について検討されたい。

（2）分担金及び負担金

① 保育料

保育園においては、保護者の就労、病気等により児童の保育ができない場合に、児童福祉の理念により、保護者に代わって保育を行っている。

区は、児童福祉法に基づき、保育の実施に要する費用の一部について、入所児童のクラス年齢、家庭の所得状況等により、扶養義務者等が負担すべき月額保育料について、板橋区保育費用徴収条例に規定し、徴収している。

保育料の納付方法は、口座振替払いと納付書払いがある。

平成17～21年度の保育料における収入未済額及び収入率の推移は、表6のとおりである。

表6 保育料における収入未済額及び収入率の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入未済額 | 85,179 | 77,073 | 74,507 | 66,542 | 63,449 |
| 収入率 | 93.6% | 94.5% | 95.1% | 95.1% | 95.4% |

平成21年度の保育料における収入未済額は、63,449千円となっている。収入率は上昇傾向にあり、平成21年度の収入率は95.4%で、内訳は、現年度分99.2%、過年度分9.5%である。

平成21年度の不納欠損額は、9,424千円であった。

保育サービス課は、収入未済が生じる主な原因について、保護者の経済状況の影響による生活困窮を挙げている。

滞納者に対して、督促状、催告書の発行、電話催告を行っている。在園児分の督促状、催告書は、原則として公立・私立保育園長が直接保護者等へ配付している。公立保育園では、保育園長を金銭出納員に任命し、保育園において直接保育料を収納している。

また、第2子等の保育を新規に申し込む際に、入園判定指数が同一の場合には保育料の滞納が無いことを優先要件として定めて、納付促進を図っている。

滞納が3か月分以上となった場合は、給与差押えの事前予告等を含む催告を行い、納付されない場合は、更に電話催告を行っているが、給与差押えの実績は無い。なお、平日就労している保護者に対応するため、毎月第3日曜日と毎週火曜日の夜間（7時まで）に電話催告、納付相談等を行っている。

収入未済を縮減するためには、現年度分の更なる収入率の向上と過年度分についても効果的な対策を検討する必要がある。

口座振替の加入率は、平成22年1月1日現在96.0%であるが、口座振替による納付は、安定した収入の確保と徴収コストの削減に繋が

ることから、納付の基本的原則とするなどして加入率の更なる向上策を検討されたい。現状においては、口座の残高不足で振替不能になった月は、再度振替を行わないため、納付書を兼ねた督促状を発行しているが、再度振替を行うなど利便性についても考慮されたい。

また、収納できるものは確実に収納していくという観点から、徴収可能性のより高い滞納者への催告を一層強化するなどの対策を検討されたい。

保育料は、児童福祉法により滞納処分ができることされており、保育料を納付しないときは差押え等を行うことになるが、保育が福祉施策であるということもあり、前述のとおり現在まで差押えの実績は無い。保育料の額は、扶養義務者等の前年の所得税額等を基に決定され、所得税額等が低い場合には保育料の額も低く決定されており、通常であれば支払は可能なものと考えられる。一方で、希望しても入園することができない待機児童がいる現状を考えると、公平性の面からも、財産調査を行い、資力がありながら納付しない者に対しては、給与等の差押えといった措置を行うことが必要である。

② 学童クラブ利用料

学童クラブにおいては、保護者が就労等により昼間家庭にいない板橋区内に在住又は在学する小学1年生から3年生までの児童等を対象に、遊びの指導等を行っている。

利用料は、板橋区立児童館条例により月額4,400円(おやつ代2,000円を含む。)と規定されている。また、生活保護世帯の場合は免除、住民税非課税世帯及び就学援助世帯の場合は、利用料からおやつ代を除いた2,400円の半額を減額し、月額3,200円となっている。

利用料の納付方法は、口座振替払いと納付書払いがある。

平成17～21年度の学童クラブ利用料における収入未済額及び収入率の推移は、表7のとおりである。

表7 学童クラブ利用料における収入未済額及び収入率の推移 (単位：千円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入未済額 | 3,709 | 4,105 | 4,601 | 4,419 | 4,706 |
| 収入率 | 96.8% | 97.1% | 96.8% | 96.9% | 96.7% |

平成21年度の学童クラブ利用料における収入未済額は、4,706千円となっている。収入率は、平成17年度から、ほぼ横這いの状況であり、平成21年度は96.7%で、内訳は、現年度分99.0%、過年度分20.0%である。

子ども政策課は、収入未済が生じる主な原因について、保護者の経済状況の影響による生活困窮が多いことを挙げている。

平成21年度の不納欠損額は、380千円であった。

滞納者には、年4回、督促状、催告書を発行している。また、収入確保強化月間として、年2回(7月、12月)、電話催告、個別訪問及び区外転出者に対する催告書の送付を行っている。

なお、滞納がある場合に入会判定指数の減点を定めており、次年度の入会申請時における納付促進を図っている。

利用料の納付は、原則として口座振替によることとしており、平成22年6月21日現在の口座振替加入率は、96.9%である。口座の残高不足で振替不能になった月は、翌月も振替を行っている。また、学童クラブを所管する児童館の館長を金銭出納員に任命し、学童クラブにおいて利用料を収納している。

収入未済を縮減するためには、早期に対応し、累積させないことが重要である。督促状の発行は年4回となっているが、督促状を発行しない月においても、学童クラブと連携し、機会を捉えて保護者と面談するなど早期対応に努められたい。

③ 母子生活支援施設自己負担金及び入院助産施設入所者自己負担金

母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子家庭で生活上の問題により子どもの養育を十分にできない場合に利用できる児童福祉施設である。

また、入院助産は、経済的理由等により出産するための入院ができない妊産婦が、指定の病院に入院できる制度である。

区は、児童福祉法に基づき、利用者からその負担能力に応じて、費用の一部を徴収することができる。また、区規則により生活保護世帯等の低所得者については、自己負担金を無料としている。

平成21年度の収入未済額は、母子生活支援施設自己負担金が58千円、入院助産施設入所者自己負担金が716千円となっている。

福祉事務所は、滞納者に対し、催告を行うとともに分割納付を提案するなどして収入未済の縮減に努めているが、両制度の利用者は生活に困窮している場合が多く、生活保護受給に至る者もあり、回収が困難となっている。

しかし、今後も滞納者の状況を把握し、生活保護受給に至る者については、分割納付が可能となった場合等の取扱いを明確にし、その他の者については、滞納の解消に努められたい。

④ 老人ホーム入所者自己負担金

区は、老人福祉法に基づき、養護老人ホームに入所措置した者及び扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収している。

平成21年度の老人ホーム入所者自己負担金における収入未済額は1,105千円となっている。

おとしより保健福祉センターは、滞納者に対して年4回催告し、特別納付相談期間を設けて納付を促すとともに、長期滞納者には電話催告を行い、収入確保に努めている。平成21年度に発生した277千円

は平成 22 年 7 月までに納付されたが、平成 19 年度以前に発生した 828 千円（2 人）については、本人は死亡し、債務承継者である家族の経済状況の悪化等により納付されていない。

今後も状況の推移を把握し、負担可能な状況に至った場合は滞納の解消に努められたい。

（3）使用料及び手数料、財産収入

① 心身障がい者施設使用料

区は、児童福祉法及び障害者自立支援法³（以下「支援法」という。）に基づき、板橋区立福祉園条例を定め、心身障がい者（児）の社会生活能力を高めるために必要な生活支援や授産等を行う施設を設置している。

福祉園の施設使用料及び給食費は、平成 18 年度から施行された支援法により自己負担分として徴収が開始された。施設使用料は、定率 1 割の応益負担で、所得に応じてひと月当りの負担限度額が定められている。給食費は、福祉園で提供した回数分を負担するものであり、これらについて、翌月支払うこととなっている。

納付方法は、納付書払いのみである。

平成 18～21 年度の福祉園利用者負担金における収入未済額及び収入率の推移は表 8、平成 18～21 年度の児童ホーム利用者負担金における収入未済額及び収入率の推移は表 9 のとおりである。

³ 障害者自立支援法は、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、平成 18 年度から施行された。障がいのある人が必要とするサービスを利用できる仕組みの確立とともに、利用者負担について、従前の所得に応じた応能負担から、サービスの利用量と所得に応じた応益負担となった。

表 8 福祉園利用者負担金における収入未済額及び収入率の推移
(児童ホームを除く)

(単位：千円)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 収入未済額 | 5,605 | 7,837 | 8,226 | 9,679 |
| 収入率 | 94.9% | 90.9% | 86.7% | 79.8% |

表 9 児童ホーム利用者負担金における収入未済額及び収入率の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 収入未済額 | 0 | 13 | 0 | 113 |
| 収入率 | 100.0% | 99.6% | 100.0% | 95.0% |

福祉園利用者負担金の収入未済額は年々増加している。平成 21 年度の収入未済額は、福祉園及び児童ホーム利用者負担金を合わせて 9,792 千円となっている。

障がい者福祉課は、支援法施行に伴う応能負担から応益負担への制度変更が大きな変化であったこと、及び利用者負担金が工賃収入よりも高額となる場合が多いこと等、負担金に対する理解を得にくい状況にあったことが、滞納に繋がったとしている。

支援法施行当初の月額負担上限額は、区民税非課税世帯でサービスを利用する本人の収入が 80 万円以下の場合は 15,000 円、80 万円を超える場合は 24,600 円、課税世帯は 37,200 円であった。その後、低所得者層への軽減措置が拡大され、平成 22 年 4 月からは、生活保護世帯に加え、区民税非課税世帯も負担無しとなり、区民税の所得割額が 16 万円未満の世帯は 9,300 円に減額されている。また、給食費は生活保護世帯と区民税非課税世帯は 1 食あたり 230 円、一般世帯は 650 円となっている。

同課は、滞納者に対し、督促状、催告書を発行しており、平成 21

年度は2月に発行したが、支援法の施行以降、利用者負担の軽減が順次拡大されたことによる事務量の増加により、督促等の計画的な実施が困難であったとしている。平成22年度は、多くの利用者が月5千円前後の給食費のみの負担となったことから、督促等を年4回実施し、現年度分の収納を確保しながら、滞納分の解消を図りたいとしている。

収入未済を縮減するためには、滞納者への直接交渉が有効であり、電話催告により滞納者の現状を把握した上で、分割納付等に繋げることが大切である。

更に、効果的に滞納整理を行うための滞納整理事務マニュアルを作成するとともに、計画的な督促状、催告書の発送を行う事務処理体制を整備するよう努められたい。

② 心身障がい者施設使用料以外の使用料等

平成21年度における収入未済の状況は、以下のとおりである。

ア 住宅使用料に51,317千円、住宅共益費に2,857千円、区営住宅弁償金に45千円の収入未済が生じており、合計54,219千円となっている。滞納者に対する督促、催告等が行われており、区営住宅弁償金については、平成22年度に滞納は解消している。住宅使用料及び共益費については、平成21年度第1回行政監査「住宅施策について」において、滞納の解消に向けた効果的な対策の検討等について求めたが、その後も滞納額が増加しており、滞納解消の実施方法の再検討を行い、強力な方法による早急な対応を望むところである。

イ 道路占用料に2,814千円の収入未済が生じている。滞納者に対する督促、催告等が行われており、分割納付中のもの、滞納者の

不動産の参加差押え⁴を行ったもの、滞納者の所在不明によるものがある。今後も状況の推移を把握し、滞納の解消に努められたい。

ウ 工場ビル使用料に 921 千円の収入未済が生じている。平成 13 年度まで入居していた企業が滞納したものであり、毎年催告が行われている。当該企業については、本使用料のほかに工場ビル弁償金 784 千円、共益費 280 千円、光熱水費 200 千円の滞納があり、合計 2,185 千円となっている。平成 22 年度第 1 回行政監査「産業の活性化について」において、適切な債権管理のもと厳正に取り扱うよう求めたところである。

エ 幼稚園保育料に 112 千円の収入未済が生じている。毎年催告が行われているが、今後も滞納の解消に一層努められたい。

オ 資源環境手数料に 110 千円の収入未済が生じている。平成 17 年度の板橋区廃棄物手数料徴収事務委託契約に基づくごみ処理券の売上代金について、契約の相手方が未納の状態です倒産し、滞納となったものである。平成 22 年 4 月に分割納付誓約書を取り交し、分割納付中であり、今後も滞納の解消に努められたい。

カ 財産収入（教職員住宅）に 17 千円の収入未済が生じている。平成 18 年度に滞納となり、滞納者の海外転出により連絡不通であったが、平成 22 年度に所在が判明し催告が再開されている。今後も滞納の解消に努められたい。

（４）諸収入

① 各種貸付金返還金等

区は、福祉の観点から、各種貸付金条例により以下の資金を貸し付けている。

⁴ 参加差押えとは、滞納者の財産について、既に滞納処分による不動産等の差押えがされているときに、当該差押えに参加して債権に対する交付を要求することである。

ア 生業資金貸付金

一般の金融機関から融資を受けることが困難で、独立の生計を立てるのに必要な生業を行う資金が必要な者、現状の生業の経営ではままならない者に資金の貸付を行ったものである。平成 15 年度末で貸付を廃止し、以後、貸付金の償還業務のみが行われている。

イ 応急福祉資金貸付金

病気、災害その他特別な理由により、応急にその費用を必要とする低所得者に、生活つなぎ資金を無利子で貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図ることを目的としている。

ウ 女性福祉資金貸付金

女性が経済的に自立し、意欲を持ち社会的に安定した生活を送るために必要とする資金を貸し付けることにより、女性の福祉の増進に寄与することを目的としている。

エ 福祉修学資金貸付金

板橋区内の医療施設及び福祉施設において、社会福祉士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・歯科衛生士の業務に従事する意思のある者に修学や就業を容易にするために必要な資金を無利子で貸し付け、人材確保を図り、地域福祉の向上に寄与することを目的としている。

オ 奨学資金貸付金

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学が許可され、又は在学している区民で経済的理由から修学が困難な者に修学に必要な資金を無利子で貸し付けている。板橋区奨学資金貸付基金を設置し、基金の額は 12 億円を限度としている。

各貸付金の借受資格要件等は、表 10 のとおりである。

表10 貸付金の借受資格要件等

| 資金 | 借受資格要件 | 貸付限度額 | 利子 | 返済方法 | 保証人 | |
|-------------------|--|--|--------------------------------|--------------------------------|------------|-------|
| 生業資金 (15年度末廃止) | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者及び受給のおそれがある者でこの資金により自立できる者、又は小規模な個人営業者で他から資金の融資を受けることが困難な者 区内に1年以上居住する独立世帯の世帯主 この貸付金による職業によって、世帯員全てが生計をたてること 事業計画が具体的かつ現実的で、直ちに事業を開始できるか、又は経営の向上を図る目的があること 区の産業融資等の公的融資制度による事業資金を借受中でないこと | 一世帯 (一般) 150万円以内 (特認) 200万円以内 | 平成15年度の年率0.75% | 6か月据置後5年以内 | 連帯保証人1名 | |
| 応急福祉資金 | 一般 | ・特別な理由で一時的に生活費に困っていること(生活保護受給者を除く) ・稼動収入がある世帯主 ・収入が基準額以下 ・償還が確実であること ・特別区民税・都民税、国民健康保険料の納入が良好であること | (一般) 13万円以内 ※1人当たり5万円が基準 | 無利子 | 1年8か月以内 | 保証人1名 |
| | | (特認) 25万円以内 (特々認) 35万円以内 | 無利子 | 3年以内 (据置6か月を含む) | 連帯保証人1名 | |
| | 高額療養費 | <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者(世帯主) 高額療養費支給対象者 | 高額療養費の支給見込み額の90% | 無利子 | 高額療養費支給額充当 | 不要 |
| 出産育児一時金 | <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者(世帯主) 出産育児一時金支給対象者 | 出産育児一時金の支給見込み額の80% | 無利子 | 出産育児一時金支給額充当 | 不要 | |
| 女性福祉資金 | <ul style="list-style-type: none"> 配偶者のいない25歳以上の女性(ただし25歳未満でも扶養者がいる場合は可) | 資金の種類により 1万7千円～200万円 | 資金による | 資金の種類により 7年～20年 | 連帯保証人1名 | |
| 福祉修学資金 | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士として区内の医療施設及び福祉施設において介護・訓練業務等に従事しようとする者 養成施設に入学又は在学する者 区内の医療施設又は福祉施設に就業する者 | 入学支度金 20万円以内 修学金 月6万円以内 就業支度金 30万円以内 | 無利子 | 8年以内 (据置1年を含む) ※返済免除規定あり | 連帯保証人1名 | |
| 奨学資金 | <ul style="list-style-type: none"> 高校、高専、専修学校(高等課程)に入学又は在学する者 区内に1年以上居住している者 経済的理由で修学が困難であること 国又は他の団体から同種の資金を借り受けていないこと | 奨学金(月) 公立1万7千円 私立2万9千円 入学準備金 公立8万円 私立20万円 ※交通遺児は2万円加算 | 無利子 | 16年以内 (据置1年を含む) | 連帯保証人1名 | |

なお、応急福祉資金の内、高額療養費及び出産育児一時金は、国民健康保険の被保険者に対する高額療養費又は出産育児一時金が支給されるまでの医療費等の経済的負担を軽減するための貸付金であり、国保年金課が所管している。

平成 21 年度の収入未済額は、合計で 5,064 千円となっている。平成 5～16 年度に発生した高額療養費の収入未済額 2,312 千円については、借受者が生活保護受給に至り支払い能力に欠けていること、死亡、転出先不明等により滞納の解消が困難となっている。滞納を防止するため、平成 17 年度以降は貸付時の審査基準を見直すとともに国民健康保険から支給する高額療養費等を直接充当する方式に変更した。これにより、残る 2,752 千円は、平成 22 年度に支給される見込みである高額療養費等を直接充当することとなる。

その他の貸付金は、福祉部管理課が所管している。

返済金の納付方法は、納付書払いのみである。

平成 17～21 年度の福祉資金貸付金における収入未済額及び収入率の推移は、表 11 のとおりである。

表11 福祉資金貸付金における収入未済額及び収入率の推移
(福祉部管理課所管分)

(単位：千円)

| 区 分 | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入未済額 | | 303,743 | 283,324 | 269,239 | 266,721 | 263,037 |
| 収入率 | | 22.0% | 24.5% | 23.4% | 25.2% | 25.8% |
| 生業 資金 | 収入未済額 | 111,761 | 101,654 | 89,067 | 86,863 | 81,947 |
| | 収入率 | 2.3% | 2.8% | 3.0% | 2.5% | 2.0% |
| 応急福 祉資金 | 収入未済額 | 43,560 | 41,660 | 39,881 | 38,578 | 37,899 |
| | 収入率 | 9.8% | 11.3% | 11.7% | 12.9% | 11.6% |
| 女性福 祉資金 | 収入未済額 | 27,173 | 25,541 | 26,712 | 27,999 | 27,301 |
| | 収入率 | 24.5% | 28.8% | 27.0% | 23.7% | 24.9% |
| 福祉修 学資金 | 収入未済額 | 5,175 | 4,335 | 4,504 | 4,491 | 4,918 |
| | 収入率 | 66.0% | 75.2% | 67.5% | 76.9% | 73.1% |
| 奨学 資金 | 収入未済額 | 116,074 | 110,134 | 109,074 | 108,790 | 110,973 |
| | 収入率 | 34.8% | 36.3% | 34.7% | 35.0% | 36.4% |

※金額は、百円単位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

平成21年度の福祉資金貸付金における収入未済額は263,037千円、収入率は25.8%である。

福祉部管理課は、収入未済が生じる主な原因について、生業資金と応急福祉資金は貸付対象者が不況の影響を受けやすい経済的弱者であること、女性福祉資金と奨学資金は実質的な借受人が親であり、連帯借受人（子ども）の返済の自覚が低いこと、返済期間が長期（16～20年）に亘るため様々な状況変化の影響を受けること、福祉修学資金は就職していないこと等を挙げている。なお、生業資金の今後の返済見込については、新規貸付を行っていないため、新たな滞納は生じないものの、分割納付中であり、一定の時間が必要であることや、

経済状態が好転し、借受人が返済可能とならない限り、滞納分について年々回収が困難になっていくとしている。

平成 21 年度の不納欠損額は、5,501 千円であった。その内訳は、生業資金 4 件、3,164 千円、応急福祉資金 9 件、1,069 千円、女性福祉資金 1 件、1,268 千円であり、いずれも時効の援用⁵によるものである。

同課は、滞納者に対し、督促状、催告書を発送している。また、連帯保証人に対しても、債務履行請求を行っている。電話催告及び納付相談については、平日のほか毎月第 3 日曜日に実施している。

貸付金の対象が低所得者等であり、収入未済を縮減するためには、現年度分の回収を重点とし、滞納が累積しないように管理していくことが大切である。また、滞納を発生させないために、口座振替払いを導入するなど、返済の利便性を向上させることも必要である。

連帯保証人については、債務履行請求に応じられない事例が多い現状があり、明確に担保能力を有する連帯保証人を貸付条件として義務付ける必要がある。女性福祉資金や奨学資金のように返済が長年に亘るものもあり、連帯保証人を複数とするなど、より確実な担保となる仕組みを検討する必要がある。

なお、返済意識の低い者や長期に亘って返済できない者等に対応するためには、専門性の高い知識を要するため、区として弁護士等との協力体制を整備することも一つの方策である。

このほか、住替え資金貸付金に収入未済が生じており、平成 21 年度の収入未済額は 5,346 千円となっている。平成 15 年度末で新規貸付の受付は終了し、現在、償還業務のみが行われている。滞納者には、督促、催告等が行われており、分割納付を行っている者もいるが、借受人が死亡し、連帯保証人が低所得であること等により、回収が困難

⁵ 時効の援用とは、完成した消滅時効の利益を受けようとする意思表示であり、この手続きにより債務が消滅する。

となっているものもある。今後も状況の推移を把握し、納付が可能となった場合には滞納の解消を図られたい。

なお、滞納となっていた住替え資金貸付金の一部については、平成 21 年度に完済されたものの、遅延による違約金が発生した。平成 21 年度の違約金の収入未済額は 140 千円であり、分割納付が行われているが、今後も遺漏のないよう取り扱われたい。

② 生活保護費弁償金及び生活保護措置費過年度戻入

ア 生活保護費弁償金

生活保護費弁償金は、生活保護法により生活扶助の給付等の保護を受けた者（以下「被保護者」という。）が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたとき（同法第 63 条）、不実の申請等により保護を受けたとき（同法第 78 条）などの生活保護費について、被保護者に返還を求めるものである。

平成 17～21 年度の生活保護費弁償金における収入未済額及び収入率の推移は、表 12 のとおりである。

表12 生活保護費弁償金における収入未済額及び収入率の推移 （単位：千円）

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入未済額 | 440,443 | 469,891 | 523,137 | 587,145 | 652,350 |
| 収入率 | 24.7% | 22.9% | 19.2% | 19.8% | 21.0% |

平成 21 年度の生活保護費弁償金における収入未済額は 652,350 千円であり、平成 20 年度と比較すると 11%増加している。収入率は 21.0%であり、前年度より上昇している。

平成 21 年度の不納欠損額は、48,381 千円であった。

イ 生活保護措置費過年度戻入

生活保護措置費過年度戻入は、生活保護の変更、停止、廃止等によって発生した過払い金の内、発生した年度内に返還されなかったものである。

平成 17～21 年度の生活保護措置費過年度戻入における収入未済額及び収入率の推移は、表 13 のとおりである。

表13 生活保護措置費過年度戻入における収入未済額及び収入率の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 収入未済額 | 251, 299 | 247, 196 | 240, 141 | 238, 842 | 244, 457 |
| 収入率 | 13. 2% | 12. 3% | 12. 3% | 10. 0% | 9. 9% |

平成 21 年度の生活保護措置費過年度戻入における収入未済額は 244, 457 千円、収入率は 9. 9%となっている。

平成 21 年度の不納欠損額は、33, 176 千円であった。

生活保護費弁償金及び生活保護措置費過年度戻入を所管する福祉事務所は、収入未済が生じる主な原因について、被保護者の死亡、失踪、転居先不明、意思疎通困難及び生活困窮を挙げている。

福祉事務所は、滞納者に対して年 2 回催告書を発送しているが、督促状は発送していない。また、担当ケースワーカーが分割納付等の相談に当たっているが、分割納付実績件数は把握していなかった。生活保護費弁償金等の確実な回収のためにも、分割納付実績件数を把握することが必要である。福祉事務所は、督促状を発送していない理由として、納入期限を定めることや差押えの前提条件となる督促状の発送は、最低限度の生活保障という生活保護法の趣旨から実施し難いとしている。

しかしながら、督促は、法の要請する手続きであるとともに、その督促手続きにより時効中断の効力も発生するものであり、適切な債権管理の面からも督促状を発送するよう検討されたい。

③ 中国残留邦人支援給付費弁償金及び特別支援学校賄収入

平成 21 年度における収入未済の状況は、以下のとおりである。

ア 中国残留邦人支援給付費弁償金に 529 千円の収入未済が生じている。平成 21 年度における年金の遡及受給に伴い、中国残留邦人支援給付費受給者の収入が増となった結果、収入状況によって算定される同給付費に過払いが発生したもので、発生当初から債権への理解が得られず滞納となっている。今後も返還交渉を重ねて行い、滞納の解消に努められたい。

イ 特別支援学校賄収入に 509 千円の収入未済が生じている。未納者に対する催告が行われているが、過年度分の回収が困難となっている。今後も現年度分の収入を確保するとともに、過年度分の滞納の解消に向けて一層努力されたい。

④ 児童手当過年度返還金

児童手当過年度返還金は、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当の支給要件が遡及して消滅した場合の過払い金の内、発生した年度に返還されなかったものである。

平成 17～21 年度の児童手当過年度返還金における収入未済額及び収入率の推移は、表 14 のとおりである。

表14 児童手当過年度返還金における収入未済額及び収入率の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入未済額 | 12,108 | 15,687 | 17,039 | 15,528 | 13,342 |
| 収入率 | 9.1% | 18.0% | 12.9% | 26.0% | 27.6% |

平成21年度の児童手当過年度返還金における収入未済額は13,342千円、収入率は27.6%となっている。

子ども政策課は、収入未済が生じる主な原因については、離婚や離職等による生活困窮等を挙げている。

平成21年度の不納欠損額は、629千円であった。

子ども政策課は、滞納者に対し、督促状の発送及び電話催告を行っている。なお、過払い金が生じた際に、支給する手当がある時には、当事者の了承を得て返還金に充当している。

収入未済を縮減するためには、収入及び手当の支給要件に係わる世帯状況等の速やかな届出の必要性について一層周知徹底し、過払い金の発生を抑制することが大切である。手当の申請手続きの際に説明を詳細に行うことや、手当の支払通知に説明文を同封することによって理解を得られるよう努められたい。

⑤ 児童手当以外の過年度戻入等

平成21年度における収入未済の状況は、以下のとおりである。

ア 給料等の過払い金の内、返還されず翌年度に繰り越したものが1,447千円となっている。分割納付されているものと居所不明等により回収が困難となっているものがある。今後も滞納者の状況を把握し、滞納の解消に努められたい。

イ 心身障害者福祉手当の過払い金の内、返還されず翌年度に繰り越

したものが 519 千円となっている。滞納者に対する催告が行われているが、個々の状況を把握した上で滞納の解消に努められたい。

ウ 平成 14 年度末に廃止となった老人福祉手当の過払いによる返還金に 460 千円の収入未済が生じている。平成 8～9 年度において発生したもので、平成 18 年度までは少額の返済が行われていたが、平成 19 年度以降は毎年催告を行うものの、滞納者が年金収入のみの低所得となっており回収が困難な状況となっている。

エ 公害健康被害補償費及び同遺族補償費の過払いによる返還金に 1,206 千円の収入未済が生じている。滞納者と協議し分割納付が行われている。

オ 平成 19 年度に発覚した区立中学校の事務職員による保護者からの預かり金（私費会計）横領にかかる区の損害賠償金 13,297 千円が収入未済となっている。訴訟に先立ち、横領した本人から支払い義務を認め完済する旨の誓約書を徴しており、刑の終了後に本人と支払い方法の詳細を決定することとなっている。

カ 行旅死亡人等の火葬取扱費用の弁償金 58 千円が収入未済となっている。遺族が一旦支払意思を示した後に相続を放棄したものであり、本費用については、別途、東京都に請求し収入済である。収入科目の違いにより形式上収入未済が残るが、実質的な収入未済は解消している。

キ 訪問入浴サービス利用者負担金に 8 千円の収入未済が生じているが、催告により平成 22 年 7 月に納付された。

ク 障がい者の就労継続支援A型事業者の指定取消しに伴い、平成22年3月に発生した訓練等給付費返還金について、同年6月から6か月間での返済計画を承認したことにより676千円の収入未済が生じているが、返済計画どおり納付された。

2 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険は、相互扶助の考えに基づいた医療保険制度で、他の健康保険に加入できない区民が対象となっている。

区は、国民健康保険法第3条の規定により、保険者として板橋区国民健康保険条例を定め、国民健康保険制度を運営している。

(1) 保険料

ア 徴収方法等

保険料は、基礎賦課額（医療分）・後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）・介護納付金賦課額（40～64歳の加入者の介護分）で構成されている。また、それぞれが所得割額と均等割額からなり、加入者の当該年度の住民税額に基づき、年間保険料が決定される。なお、一定の所得以下の世帯に対して均等割額の軽減制度がある。また、世帯での年間保険料の限度額が定められており、平成21年度は基礎賦課額47万円、後期高齢者支援金等賦課額12万円、介護納付金賦課額10万円である。

保険料の徴収方法は、年金からの特別徴収（平成20年10月から開始）と普通徴収があり、普通徴収は口座振替払いと納付書払いがある。

普通徴収の納入期限は、6月から翌年3月までの10期に分かれており、毎月末日となっている。

イ 収入未済額の状況

平成17～21年度の国民健康保険料における収入未済額及び収入率の推移は、表15のとおりである。

表15 国民健康保険料における収入未済額及び収入率の推移

(単位：千円)

| 区 分 | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入未済額 | | 4,211,957 | 4,219,985 | 4,308,856 | 4,318,748 | 4,372,822 |
| 収入率 | | 74.4% | 74.6% | 74.4% | 70.8% | 70.7% |
| 現 年 分 | 収入未済額 | 2,736,282 | 2,767,359 | 2,839,871 | 2,784,186 | 2,687,006 |
| | 収入率 | 83.2% | 83.3% | 83.1% | 80.8% | 81.4% |
| 滞 納 繰 越 分 | 収入未済額 | 1,475,675 | 1,452,626 | 1,468,985 | 1,534,562 | 1,685,816 |
| | 収入率 | 38.4% | 39.2% | 38.8% | 33.9% | 33.2% |

平成21年度の国民健康保険料における収入未済額は43億7,282万2千円、収入率は70.7%となっている。また、平成21年度の不納欠損額は、10億1,944万8千円であった。

収入未済額は、表15のとおり、毎年度その額を増やしている。収入未済が生じる主な原因について、国保年金課は、失業、事業不振、疾病等による不就労、破産宣告等により保険料の納付が困難となっていること、転居等により本人の所在を確認できていないこと等を挙げている。また、同表のとおり、平成20年度の収入率は前年度比3.6ポイントと大きく低下しているが、収入率の比較的高かった75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度に移行したことが主な理由であるとしている。

ウ 徴収体制の現状

平成21年6月からコンビニエンスストアでの納付を開始しており、夜間の納付実績等から、納付における利便性は向上したと言える。

滞納者に対しては、督促状、催告書の発送、電話催告、保険料徴収嘱託員による訪問徴収が行われている。

保険料徴収嘱託員は、板橋区保険料徴収嘱託員設置要綱に基づく非

常勤職員である。滞納者の在宅率が高い土日・夜間を含む月 16 日（1 日 6 時間）勤務し、訪問徴収・無資格調査・不現住調査・口座振替の勧奨を行っている。なお、嘱託員の勤務時間の確認については本人からの申告等によるため、客観的に十分確認されているとは言えない状況にある。嘱託員の雇用方式から委託方式へ変更するなど、訪問徴収等のあり方について検討が必要である。

滞納額が高額になった場合には、財産調査を行い、差押え等により収入を確保している。平成 21 年度の差押え実績は 166 件、21,876 千円である。

長期滞納者に対しては、保険証更新時に通常の 2 年間ではなく 8 か月間の短期被保険者証を交付し、納付促進を図っている。分割納付に応じない場合は、被保険者資格証明書を交付する（18 歳以下及び 70 歳以上を除く。）。この場合、医療機関には 10 割の医療費を支払うこととなり、更に、療養費の支給制度により、後日保険者から支給される療養費（自己負担が 3 割の場合は 7 割分）について、滞納している被保険者の了承を得た上で滞納した保険料に充てている。

なお、保険料の滞納に対しては、板橋区国民健康保険条例に延滞金を徴収する規定があるが、ペナルティとして、前述の被保険者資格証明書の交付があることや保険料の徴収を優先させる方針であるとして、延滞金の徴収を行っていない。23 区においては、中野区を除いて同様の取扱いとなっている。また、介護保険料及び後期高齢者医療保険料についても延滞金は徴収していない。

しかしながら、保険制度の趣旨に鑑みて、延滞金を徴収しないことが適切なのかどうか、改めて板橋区として検討されたい。

エ 徴収の強化

保険料の収入未済額は大きく、その縮減は喫緊の課題となっている。納入が遅れた場合には早期に対応し、現年度分の収入未済を縮減する

ことが重要である。そのためには、電話催告や戸別訪問、納付相談の拡充により、滞納者の実情に合わせて対応し、未納が累積する前に早期に解決を図ることが大切である。現状においては、未納が発生すると、納入期限の2か月後に督促状の発送、その2か月後に催告書の発送とともに新規の未納者等に対する電話催告を行い、その1か月後に保険料徴収嘱託員が訪問することとなっている。電話催告は、再任用・再雇用職員3人が行っているが、平成21年度の電話催告対象件数は5,141件で、納付催告の実績は2,803件であった。

特別区民税と比較して、国民健康保険料は収入未済額が多く、特に現年分の収入率は15ポイント前後低くなっている。国保年金課は、平成22年度における現年分収入率目標値について、平成21年度実績に0.1ポイントを加算した81.5%としている。しかし、平成21年度の板橋区の実績は、23区平均収入率である82.2%より0.8ポイント低い状況となっている。

現年分の収入率を向上させるためには、電話催告について、督促状の発送に先行して行うことや、効果的な実施日時を考慮した上で納税課が所管している納税推進センター等のいわゆるコールセンターからの納付勧奨を行うなど、対象件数を大幅に増加させ、催告実績を高めるなどして、現年分の徴収強化に一層取り組まれない。

また、納付意識が低い人に制度への理解を得るため、「国保のしおり」等の記載内容を更にわかりやすく工夫することや、資格取得時に窓口において制度や保険料等の説明を行っているが、説明文を別途作成し配付するなどして加入者の理解を深めるよう努められたい。

なお、国保年金課は、滞納整理システムの導入による督促・催告の迅速化、納付相談の詳細な記録による相談の充実を新たな対策として挙げているが、収入未済額が多額であることから、クレジットカード決済等による自主納付の推進等を含めて、早急に対策をまとめ、直ちに可能なものから実施する必要がある。

(2) 返納金等

転出等により板橋区における資格を喪失した後に、医療機関で板橋区国民健康保険証を提示して診察を受けてしまった被保険者は、医療費の内、自己負担分を除く分（自己負担3割の場合は7割分）について、区へ返納しなければならない。国保年金課は、返納金の未納者に対し、年2回催告書を送付しているが、平成21年度の収入未済額は17,291千円、収入率は25.0%である。

返納金が発生すると、該当者へ請求書を送付する。該当者は、返納金を納付し、板橋区から診療報酬明細書を受け取った後、正当な保険者への請求を行うこととなる。同課は、収入未済が生じる主な原因について、医療費の自己負担額に影響が無く、手続きが煩雑であることを挙げている。

同課は、資格の無い保険証を提示して医療を受けた場合に返納金が生じることについて、加入及び資格喪失届出時等において、十分理解を得られるよう注意を喚起する説明文を配付するなどして、返納金の発生抑制に、より一層努められたい。

また、交通事故等の第三者行為による納付金は、保険会社が介在していない個人に対するもので、一旦納付を承諾したものの、その後納付されていないものがあり、平成21年度の収入未済額は129千円である。

3 老人保健医療特別会計

平成19年度末に廃止となった老人保健制度にかかる医療機関等の誤請求や不正請求による返納金及びこれに伴う加算金の内、廃業により回収が困難となっているものが1件あり、平成21年度の収入未済額は17,050千円となっている。

4 介護保険事業特別会計

介護保険制度は、高齢者が必要とする介護サービスを受けることにより、自立した生活を送れるよう支援するため、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた仕組みである。

区は、保険者（運営主体）であり、板橋区介護保険条例を定め、介護保険制度を運営している。

被保険者は、区内に住所を有する 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）及び 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第 2 号被保険者）である。

板橋区は、第 1 号被保険者の保険料を徴収している。第 2 号被保険者の保険料は、各医療保険者が医療保険料と合わせて徴収しており、保険料額は医療保険ごとに異なっている。

財源構成は、介護給付費及び地域支援事業（介護予防事業）費の 50% が公費（税金）であり、その内訳は、国が 25%、東京都と区が各々 12.5% である。残り 50% が保険料であり、第 1 号被保険者が 20%、第 2 号被保険者が 30% を負担する。

（1）保険料

保険料は、所得段階別に 10 区分となっており、年額で 24,700 円から 98,900 円となっている。

徴収方法は、原則として年金からの特別徴収であるが、年金が年額 18 万円以下の場合や第 1 号被保険者の資格取得時（65 歳到達等）から一定期間は特別徴収されないため、普通徴収となる。普通徴収については、口座振替払いと納付書払いがあり、納入期限は毎月末日である。

平成 17～21 年度の介護保険料における収入未済額及び収入率の推移は、表 16 のとおりである。

表16 介護保険料における収入未済額及び収入率の推移

(単位：千円)

| 区 分 | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入未済額 | | 195,893 | 267,106 | 311,620 | 344,639 | 352,772 |
| 収入率 | | 93.2% | 94.1% | 93.6% | 92.7% | 92.0% |
| 現 年 分 | 収入未済額 | 110,378 | 173,497 | 166,861 | 184,527 | 179,682 |
| | 収入率 | 97.2% | 97.0% | 97.3% | 97.0% | 97.0% |
| 滞 納 繰 越 分 | 収入未済額 | 85,515 | 93,609 | 144,759 | 160,111 | 173,090 |
| | 収入率 | 19.4% | 17.9% | 17.5% | 14.4% | 12.8% |

※金額は、百円単位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

介護保険料における収入未済額は年々増加し、平成21年度は352,772千円となっている。また、収入率は92.0%、不納欠損額は127,474千円であった。

介護保険課は、収入未済が生じる主な原因について、生活困窮や制度に対する理解が十分でないこと等を挙げている。

平成21年7月からコンビニエンスストアでの納付を開始した。

滞納者に対し、督促状の発送（毎月）、催告書の発送（年4回）、職員による電話催告（年2回）、訪問徴収（年2回）、日曜納付相談（年2回）を行っている。なお、金融機関等へ出向くことができない場合には保険料徴収嘱託員が訪問し、国民健康保険料と併せて徴収を行っている。

介護サービスを利用する際に、納入期限から2年を過ぎた保険料未納期間があるときは、その期間に応じて保険給付率が9割から7割に引き下げられるなど、未納に対するペナルティがある。

収入未済を縮減するためには、介護サービス受給の有無にかかわらず、介護保険制度への理解を深める必要があり、「介護保険のしおり」について、さらにわかりやすい内容となるよう工夫されたい。

(2) 返納金

介護事業者が給付費を不正に請求したことによる返納金及びこれに伴う加算金について、平成 21 年度の収入未済額は 66,926 千円であり、内訳は、分割納付中 3 件、3,055 千円、廃業等による回収困難 6 件、63,871 千円である。回収困難の内、60,821 千円については、1 件であり、今後も他の関係自治体と協力をして早期に解決するよう努められたい。

また、被保険者に支給した高額介護サービス費について、介護事業者の誤請求に伴って過払い金が発生したため、被保険者に返還を求めたものがあり、平成 21 年度の収入未済額は 19 千円である。

5 後期高齢者医療事業特別会計

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい医療制度とするために、従来の老人保健制度に代わる制度として、平成 20 年 4 月に創設された。

被保険者は、75 歳以上が対象（65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがある場合は任意加入）であり、財源構成は、公費約 5 割、現役世代からの支援約 4 割、保険料約 1 割である。

保険者（運営主体）は、東京都内全ての自治体が参加して設立した東京都後期高齢者医療広域連合であり、区は、板橋区後期高齢者医療に関する条例に基づき、保険証の引渡し、保険料の徴収、各種届出の受付を行っている。

(1) 保険料

保険料は、所得割額（旧ただし書き所得⁶ × 保険料率）と均等割額（年額 37,800 円）からなり、前年の所得に応じて年間保険料が決定され、低所得者等への減額措置がある。被保険者一人当たりの年間保険料は

⁶ 旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額である。

3,700円から限度額の50万円までとなっている。

徴収方法は、原則として介護保険料と同じ年金からの特別徴収であるが、年金額が年額18万円以下の場合や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合、また、新規資格取得時（75歳到達等）から一定期間は特別徴収されないため、普通徴収となる。

普通徴収は、口座振替払いと納付書払いがあり、納入期限は毎月末日である。また、特別徴収対象者であっても口座振替払いへの変更が可能となっている。

平成20～21年度の後期高齢者医療保険料における収入未済額及び収入率の推移は、表17のとおりである。

表17 後期高齢者医療保険料における収入未済額及び収入率の推移
(単位：千円)

| 区 分 | | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|-------|---------|---------|
| 収入未済額 | | 123,061 | 118,594 |
| 収入率 | | 96.6% | 97.0% |
| 現年分 | 収入未済額 | 123,061 | 56,529 |
| | 収入率 | 96.6% | 98.7% |
| 滞納繰越分 | 収入未済額 | | 62,065 |
| | 収入率 | | 48.6% |

平成21年度の後期高齢者医療保険料における収入未済額は、118,594千円となっている。収入率は97.0%であり、その内訳は、現年分が98.7%、滞納繰越分が48.6%である。

後期高齢医療制度課は、収入未済が生じる主な原因として、加入者の傷病や援助をしている親族の失業・事業不振等により生活が困窮してい

ること、制度に対する理解が十分得られていないことを挙げている。

平成 21 年 7 月からコンビニエンスストアでの納付を開始した。

滞納者に対しては、督促状（毎月）、催告書（年 1 回）を送付している。納付相談については、新高齢者元気リフレッシュ券（生きがい推進課所管）の申請及び被保険者が死亡した場合に給付される葬祭費（7 万円）の申請手続きの際に、保険料の未納が無いことが要件であるため、納付相談の契機となっている。

同課は、新規資格取得者へ保険証を送付する際等に口座振替依頼書を同封し、口座振替加入の勧奨を行っており、平成 21 年度末の口座振替加入率は 59.3%である。なお、当制度は 75 歳到達時に自動的に加入となるため、国民健康保険料の口座振替払いを行っていた者が 75 歳となり当制度の被保険者となった場合に、口座振替払いが継続していると誤解することが多く、督促状が届いたこと等により電話や窓口への問い合わせがあった際に、改めて理解を得て加入手続きを行っている。

口座振替払いの継続の確保と更なる口座振替加入の増加は、安定的徴収の基本であることから、口座振替加入率の向上にも一層努められたい。

また、収入未済を縮減するためには、納入の遅れが生じた場合に早期に対応し、累積させないことが重要である。同課は高額滞納者 48 人を対象に平成 21 年 11 月に電話催告を実施し、一定の収入を確保したところであるが、電話等による直接交渉は収入未済の縮減に有効であり、今後は、新規資格取得者等への対象を拡大するなど電話催告の一層の強化に取り組まれたい。

6 中小企業振興公社代位弁済金

財団法人板橋区中小企業振興公社（以下「公社」という。）は、昭和 52 年の設立時から平成 16 年度まで、中小企業者が板橋区産業融資制度を利用する際に金融機関に対して保証人となる「信用保証」の業務を行っていた。

公社は、融資を受けた中小企業者が、破産や倒産等で債務の返済ができなくなった場合に、信用保証に基づき金融機関に代位弁済を行っている。

公社は、代位弁済を行った後、中小企業者（主債務者）と連帯保証人に対し、弁済金の回収を行っているが、債務者の破産や多重債務、行方不明、高齢化等により返済が困難なケースが多いこと、また、返済はなされているが、少額分割返済を続けているものが大部分を占め、回収が長期に亘っていること等により、回収実績は今後も年々減少すると見込んでいる。平成 21 年度の回収実績は 39,252 千円であり、平成 21 年度末現在の弁済金債務残高は 991,542 千円となっている。

産業振興課によると、公社は、弁済金の債権管理・回収業務を外部委託し、債務者の返済資力を調査し、状況に応じた回収を図っている。また、顧問弁護士との連携により法的措置を実施するなど回収強化に努めている。この内、平成 21 年度の保証協会債権回収株式会社への委託による弁済金の回収実績は 2,717 千円、これに対する委託料は 2,187 千円であり、委託内容等の見直しが必要となっている。

なお、公社の代位弁済金の未回収金は、直接区の会計決算には表れないものの、区が平成 15 年度まで弁済額の一定割合を補助金として公社に交付していたことから、回収額の内、当該補助割合に相当する額が慣行により区に返還されており、これによる平成 21 年度の区への返還額は 12,241 千円となっている。産業振興課は、慣行によるのではなく、公社と協議して、今後の区への返還についての取決めを明確にするよう努められたい。

II 検討・改善を求める事項

着眼点1 収入未済対策は効果的に行われているか。

1 納税推進センターの効果的な活用

平成21年度の納税推進センターにおける電話勧奨実績は11,909件で、電話をかけた件数の29.6%であった。今後は、委託内容を見直し、在宅率の高い夜間の時間帯や休日の業務を拡大し、一層効果的な電話による納付勧奨を行うよう努められたい。(P11) <納税課>

2 心身障がい者施設使用料の滞納整理事務体制の整備

効果的に滞納整理を行うための滞納整理事務マニュアルを作成するとともに、計画的な督促状、催告書の発送を行う事務処理体制を整備するよう努められたい。(P20) <障がい者福祉課>

3 国民健康保険料の現年分徴収強化

現年分の収入率を向上させるためには、電話催告について、督促状の発送に先行して行うことや、効果的な実施日時を考慮した上で納税課が所管している納税推進センター等のいわゆるコールセンターからの納付勧奨を行うなど、対象件数を大幅に増加させ、催告実績を高めるなどして、現年分の徴収強化に一層取り組まれたい。(P35) <国保年金課>

4 後期高齢者医療保険料における電話催告の強化

電話等による直接交渉は収入未済の縮減に有効であり、今後は、新規資格取得者等への対象を拡大するなど電話催告の一層の強化に取り組まれたい。(P41) <後期高齢医療制度課>

着眼点2 滞納整理事務は適正に行われているか。

- 1 生活保護費弁償金及び生活保護措置費過年度戻入における督促状の発送
納入期限を定めることや差押えの前提条件となる督促状の発送は、最低限度の生活保障という生活保護法の趣旨から実施し難いとしているが、督促は、法の要請する手続きであるとともに、その督促手続きにより時効中断の効力も発生するものであり、適切な債権管理の面からも督促状を発送するよう検討されたい。(P28) <福祉事務所>

着眼点3 滞納を防ぐ方策は有効に機能しているか。

1 納付意識の向上等

(1) 軽自動車税

滞納が多いとしている原動機付自転車の収入率を調査し、滞納の現状を把握した上で、催告の内容を工夫するなど、収入未済の効果的な解消方法について検討されたい。(P13) <納税課>

(2) 国民健康保険料

納付意識が低い人に制度への理解を得るため、「国保のしおり」等の記載内容を更にわかりやすく工夫することや、資格取得時に窓口において制度や保険料等の説明を行っているが、説明文を別途作成し配付するなどして加入者の理解を深めるよう努められたい。(P35)

<国保年金課>

(3) 介護保険料

収入未済を縮減するためには、介護サービス受給の有無にかかわらず、介護保険制度への理解を深める必要があり、「介護保険のしおり」について、さらにわかりやすい内容となるよう工夫されたい。(P38)

<介護保険課>

2 保育料の口座振替加入率の向上

口座振替の加入率は、平成 22 年 1 月 1 日現在 96.0%であるが、口座振替による納付は、安定した収入の確保と徴収コストの削減に繋がることから、納付の基本的原則とするなどして加入率の更なる向上策を検討されたい。(P14) <保育サービス課>

3 過払い金等の抑制

(1) 児童手当過年度返還金

収入未済を縮減するためには、収入及び手当の支給要件に係わる世帯状況等の速やかな届出の必要性について一層周知徹底し、過払い金の発生を抑制することが大切である。手当の申請手続きの際に説明を詳細に行うことや、手当の支払通知に説明文を同封することによって理解を得られるよう努められたい。(P30) <子ども政策課>

(2) 国民健康保険被保険者返納金

資格の無い保険証を提示して医療を受けた場合に返納金が生じることについて、加入及び資格喪失届出時等において、十分理解を得られるよう注意を喚起する説明文を配付するなどして、返納金の発生抑制に、より一層努められたい。(P36) <国保年金課>

Ⅲ 総括意見

以上、収入未済対策について指摘し、検討・改善を求めてきたが、最後に総括的な意見を述べる。

第一に、収入未済は早期に対応し解決を図ることが最も大切である。

区は、督促状等の発送、電話・訪問による催告、納付相談等を行い、収入確保に努めているが、経済状況悪化の影響もあり、収入未済額は年々増加している。

収入未済を縮減するためには、早期に対応し、確実に本人に納付を勧奨して、実情に合わせた有効な手段を講じ、累積しないうちに解決を図る必要がある。

そのためには、督促状等の発送、電話・訪問による催告、納付相談等の徴収体制を強化し、滞納理由を把握し、支払能力を見極めた上で効果的な対策に繋げることが大切である。また、職員等の実体験に裏付けされた対応マニュアル等の整備や研修等による対応能力の向上も求められるところである。

第二に、滞納を発生させないための対策を一層講じる必要がある。

区は、税・健康保険制度等への理解を深めるとともに、収入を確保するため、広報いたばし・ホームページ・個別通知等により周知を行っている。滞納を発生させないためには、区民等が納付の必要性をより理解しやすいように周知内容等を工夫することが大切である。

また、口座振替・コンビニエンスストアでの納付対象の拡大、クレジットカード決済等の利便性の向上策、更には、前納による報奨金等の自主納付促進に有効な方策について検討するなど多方面からの取組みが必要である。なお、口座振替による収納は、安定した収入の確保と徴収コストの削減に繋がることから、より一層加入率の向上に努力されたい。

また、貸付金等においては、明確に担保能力のある連帯保証人等を義務付け、債権の回収を確保する必要がある。区は、貸付金等の債務の履行を担保するため、連帯保証人を設定しており、主債務者からの支払いが滞ると、連帯保証人に債務履行請求を行うことになる。しかし、実際には債務履行請求に応じられない事例が多く見受けられるため、貸付金等の内容によっては連帯保証人を複数とするなど、より確実な担保となる仕組みを検討する必要がある。

第三に、収入未済については、適切な債権管理のもと、一層厳正に取り扱うことが求められている。

各債権については、財源の確保と負担の公平性の観点から、安易な時効処理に至らないよう適切な管理と滞納整理事務を行う必要がある。

納付意識の無い者には、積極的に働きかけを行い納付に繋げること、また、資力が有りながら納付しない者には、督促、納付誓約書による承認等の時効中断手続きを執るとともに、状況に応じて、強制徴収、強制執行を行うことが求められる。その際には、慎重な事務処理に努め、高度な専門知識が必要な場合には弁護士への相談等、適切に対応できる体制を整備することも必要である。

また、資力回復が見込めない者や所在不明者等、債権の回収が真に困難である場合は、明確な基準等を定めた上で不納欠損とし、より回収の可能性が高い債権に対し経費と労力を集中的に投入して、収入未済の縮減に向け、全力を傾注されたい。

区の財政状況は、急激な景気後退の影響により特別区民税及び特別区交付金が激減し、全庁を挙げた緊急財政対策による歳入・歳出の徹底した見直しと巨額の基金投入による予算編成を余儀なくされている。

今後も全面的な景気回復は期待できないため、厳しい財政運営が予測されることから、区は、収入の確保を着実に行った上で、限られた財源を効

果的に活用し、事業の選択と集中による持続可能な行政運営を確立しなければならない。

以上の視点を踏まえ、区は、収入未済対策に一層積極的に取り組むよう期待する。